**一般会員登録手続きに関わるお願いと確認（平成28年度）**

 室蘭地区バドミントン協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務局

室蘭地区バドミントン協会事務局

（１）登録申請用紙の利用

　①日本協会の登録システム入力事項にあわせた書式にしております。必要事項を入力してください。

　②所属チームごとに、登録用紙を作成してください。

　③一般会員で特定の所属チームがない一般会員は、所属団体を「室蘭地区」とします。

（２）チーム（団体）代表者の登録確認

　①団体代表者は、事務局から連絡ができるように電話番号、メールアドレスの記入をお願いします。

　②メール設定については、室蘭地区バドミントン協会事務局　棟方のアドレス

　　　mt.munekata.shingo@mail.iburi.ed.jp　　の受信許可設定を事前にお願いします。

（３）登録料の納入

　①登録料は、地区協会で集約し、振込手数料の関係上、一括納入を予定しております。

　　※室蘭地区会計への登録料の振込手数料は、各団体でご負担をお願いします。

　②個人あるいは団体から、直接日本協会への登録費の納入は絶対に行わないでください。

　　※地区協会としては、登録手続き不備による返金業務には応じることが出来ません。

（４）転居にともなる登録変更

　①室蘭地区の管轄外への転居（就職、転勤、大学・専門学校への進学など）については、前年度の登録地区から脱会手続きをしないと、新しい地区での登録ができません。特に、一般の方は十分にご注意ください。

（５）会員番号がわからない・会員カードが届いていない場合

①室蘭地区バドミントン協会事務局までお問い合わせください。

（６）登録の更新

①会員カードを持っていても、毎年、更新登録を行い、登録料の支払いが完了しなければ有効にはなりません。特に、一般会員はご注意ください。また、審判の資格を持っている方は毎年登録しないと資格が無効になることもありますので、必ず登録してください。